町村週報

（町村の購読料は会費の中に含まれております）

2811号

毎週月曜日発行

発行所　全国町村会　〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486　FAX03-3580-5955

発行人　山中昭栄：定価1部40円・年間1,500円（税、送料含む）　振替口座00110-8-47697　http://www.zck.or.jp

もくじ

政策
自治体クラウドの推進に向けて…総務省 総合通信基盤局 高度通信網振興課長　藤原通孝…(2)

フォーラム
町営温泉「つむぎの湯」を活用した節電・外出支援事業
～家庭の節電と高齢者の積極的な外出促進をサポート～＝山梨県市川三郷町……(5)

情報
町村Navi……(10)

随想
「小さな島の大きな宝物」
…豊な自然・伝統文化を活かした村づくり…沖縄県多良間村長　下地昌明…(11)

ぴょうたんの滝（北海道中札内村）

コラム　ポピュリズムは悪か？

作新学院大学総合政策学部教授　橋立（はしだて）達夫（たつお）

ポピュリズムは今日、「大衆迎合主義」と訳され、否定的な文脈で用いられることが多い。しかし、まちづくりの現場でワークショップ型の会議を開き、住民の話し合いにより地域の将来を考えるという取組みを進めている私には、ポピュリズムこそ民主主義の原点であると思えてならない。

確かに、世論調査による内閣支持率に一喜一憂し、大衆におもねる政策を繰り返すのであれば、政治家として失格である。しかし大衆の声が聞こえない政治家はもっと始末が悪い。そもそも現在の大衆の声とは何か。マスコミが実施する世論調査の対象は、家庭用の固定電話に昼間出られる人に限られている。高齢者やテレビのワイドショーの影響を受ける専業主婦がその大半になる。マスコミは自ら世論を誘導しながらその効果を計っているのに過ぎないのではないか。

本当の世論は別のところにあるのではないか。会社からリストラされ転職したが不景気で営業成績が上がらないタクシー運転手。ただでさえお客が減っているのに消費税が上がったらもう営業継続は難しくなるだろうと言う飲食店主。集落の万屋が廃業してしまい日々の買い物ができなくなってしまったと嘆くお年寄り。生まれたばかりの子供の将来を心配して反原発デモに加わる母親。このような声はマスコミに取り上げられることはほとんどないが、社会の中に蓄積している。こうした声に耳を傾け、政策の方針を考えることを大衆迎合主義として片づけてしまってよいのか。こうした人々の希望よりも財政健全化が優先課題なのか。

地域社会の弱い部分が、効率化の名の下に切り捨てられていくような政治行政が続けられていけば、社会の末端が壊死して行く。そして末端の壊死の上に成り立つ財政健全化はどのような意味を持つのか。社会の末端の幸せから組み上げていく政治行政をポピュリズムと呼ぶなら、私はそれこそが、これからの日本に、そして経済的な危機や戦乱にさらされている世界に求められるものだと思う。

◉写真募集◉

表紙に掲載する写真を募集しています。採用者には、粗品を差し上げます。
写真には撮影者の住所、氏名及び撮影場所・日時を明記して下さい。
なお、採否は当方に一任願います。
送り先：全国町村会・広報部

政策解説

自治体クラウドの推進に向けて

総務省 総合通信基盤局 高度通信網振興課長　藤原　通孝

Ⅰ．自治体クラウドとは

昨年3月11日に発生した東日本大震災以降、改めて自治体クラウドに注目が集まっている。「自治体クラウド」という言葉は多義的であるが、ここでは、「地方公共団体が情報システムを自分たちの庁舎で保有・管理することに代えて、外部のデータセンターで保有・管理し、通信回線を経由して利用できるようにする取組」を指すものとして用いることとする。我が国では、世界最先端のブロードバンド環境を活用して、クラウドを進めていく基盤が整えられている。さらに、複数の自治体で取り組むことにより、情報システムの共同化・集約化を図ることができ、経費的にも大きな「割り勘効果」を期待することができる点も重要である。

総務省では、平成22年7月に総務大臣を本部長とする「自治体クラウド推進本部」を設置し、同本部に設けられた有識者懇談会（座長：須藤修東京大学大学院教授）のとりまとめ（平成23年6月）を受けて、共同化計画策定等の経費やデータ移行経費を対象とする特別交付税措置を創設（平成23年度～）するとともに、「自治体クラウドの円滑なデータ移行等に関する研究会」（座長：須藤修東京大学大学院教授）を設けて中間標準レイアウト仕様を作成するなど、全省的な取組を行っている。本稿では、その成果、今後の方向性等についてご紹介することとしたい。

Ⅱ．自治体クラウドのメリットと諸課題

自治体クラウドのメリットとして、まず挙げられることは、情報システムの共同化・集約化による「割り勘効果」の発揮を通じたコストの削減である。また、同時にシステムの管理・運用に必要な人員を各自治体ごとに張り付ける必要がなくなることから、人員や業務の負担の軽減につなげることができる。この結果、行財政運営の効率化が実現し、その人員や財政的な資源を新しい住民ニーズへの対応に振り向ける等のサービス向上効果を期待できる。

さらに、役場とは遠隔の場所に所在する堅牢なデータセンターを活用することにより、データ保存の安全性を高めることができ、このことが、特に大災害時の業務継続計画（BCP）遂行の観点から重要な役割を果たし、災害に強い情報システムを構築することができる。また、データセンターでは24時間365日の有人監視や厳重な入退室管理等セキュリティの確保にも十分な配慮を行うことによるセキュリティの向上も効果として挙げられよう。

他方、クラウド導入に係る諸課題として、先の有識者懇談会とりまとめでは、①カスタマイズの制約、②相互運用性の確保、③情報セキュリティに係る技術的対策などが挙げられている。

「カスタマイズ」とは聞き慣れない言葉だが、コンピュータのソフトウェアを各自治体独自の業務処理手法やしきたりに合わせて修正、調整することである。自治体にとっても便利であり丁寧な対応であるが、そこには相応のコストがかかる。特に複数自治体での割り勘効果を期待する自治体クラウドの導入には大きな制約となりかねない。自治体クラウドの導入に際しては、関係自治体における業

政　策

※図１　中間標準レイアウト仕様の概要

■ 概要

⇒自治体業務システムの切り替えに伴うデータ移行時に、共通的に利用できる中間標準レイアウト仕様を作成

⇒既存の各種標準を反映した仕様を作成
・地域情報プラットフォーム標準仕様
・戸籍、後期高齢者医療等の標準仕様

《中間標準レイアウトを利用したデータ移行イメージ》

■ 作成対象の業務システム

⇒下記22業務システムについて中間標準レイアウト仕様を作成

１．住民基本台帳	９．法人住民税	17．子ども手当
２．印鑑登録	10．軽自動車税	18．生活保護
３．住登外管理	11．収滞納管理	19．障害者福祉
４．戸籍	12．国民健康保険	20．財務会計
５．就学	13．国民年金	21．人事給与
６．選挙人名簿管理	14．介護保険	22．文書管理
７．固定資産税	15．後期高齢者医療	
８．個人住民税	16．健康管理	

※平成24年７月に施行された「住民基本台帳法の一部を改正する法律」による外国人住民関係の改正に対応

務プロセスの見直し等を通じた共同化計画の策定が重要となる所以である。

自治体クラウドでは、従来のサービス事業者が異なる自治体同士がクラウドを形成することが当然にあり得る。しかし、異なる事業者間でのデータ移行がスムーズにできない、すなわちクラウドサービス間の相互運用性が確保されていない状況では、異なる事業者のシステムへのデータ移行に多額の経費を請求される場合もあり、事実上、自治体における事業者やサービスの選択が制限されてしまう所謂「ベンダーロックイン問題」が生じることとなった。

情報セキュリティの問題は、クラウドのメリットでもあるが、住民情報を取り扱う自治体ではより慎重にならざるを得ない問題でもある。この点、有識者懇談会とりまとめでは、業務の安定的な継続性の観点からも「必要な通信帯域の保証を受けた」「閉域網サービスを利用することが現実的である」との指摘がされている。この分野の技術も日進月歩ではあるが、常に留意すべき観点と言えよう。

Ⅲ．自治体クラウド導入に向けた財政支援

自治体クラウドの導入促進に向けた地方財政措置として、総務省では、平成23年度から特別交付税措置を講じることとした。その対象は、共同利用に向けた自治体間の調整（業務の見直し、再構築等）や共同化計画の策定、システムの選定等に要する経費及び現行の情報システムに格納されているデータの移行に要する経費である。この際留意すべき点として、複数の

何かと面倒な相続手続き、
お手伝いいたします。
遺産整理業務
［わかち愛］
©F.W
※遺産整理業務には所定の手数料がかかります。※遺産整理手続き完了時：例）遺産額2億円の場合、遺産整理業務手数料2,887,500円（消費税込み）。（平成17年10月1日現在）
三菱UFJ信託銀行
MUFG
お問い合わせは 0120-349-250 ご利用時間／平日・土・日 9:00～17:00（祝日等を除く）（回線がつながりましたら5#を押してください。）

自治体による共同化の取組が対象となること（既に行われている複数の自治体による取組に新たに参加する場合を含む）、いわゆる基幹系業務（住民記録、印鑑証明等の「住民情報」、「税」、「国保」、「年金」、介護保険、高齢者福祉等の「福祉」等の業務を指す）の情報システムのデータ移行に要する経費が対象であることが挙げられる。

Ⅳ．自治体クラウド導入を加速させる取組～中間標準レイアウトの活用

自治体クラウド導入を加速させるための取組として、本稿では、特に総務省が本年6月に作成した「中間標準レイアウト仕様」の概要、効果、活用方法等についてご紹介したい。

(1)中間標準レイアウト作成の背景と概要

従来、異なる事業者間でデータを移行する際には、移行対象データ項目等の不一致を解決するために、システムのデータを一旦中間レイアウトに抽出し、これを改めて新システムに取り込むというステップを踏んでいる。この中間レイアウトが、自治体ごと、事業者ごとに内容が異なる、いわば「特注品」であるため、データ移行のたびに、自治体、事業者双方に煩雑な作業が生じ、移行費用の増加要因ともなり、さらに、その実態の精査や他団体との比較が困難であることも相まって、自由なサービスの選択に制限が生じるベンダーロックイン問題の原因ともなっている。

そこで、総務省では、データ項目やその表現形式等を統一した、全国の自治体がデータ移行時に共通的に利用できる中間標準レイアウト仕様を作成することとした。対象とした業務は、住民基本台帳、印鑑登録等の住民情報、税、国保、国民年金、介護保険等の福祉業務等のいわゆる基幹系業務に、財務会計等の内部管理業務を加えた22業務である（前頁「図1」参照）。

(2)中間標準レイアウトの効果

中間標準レイアウトを採用することにより、新旧システムの両事業者は事前にデータ移行に必要な準備を行えることなどから、自治体におけるシステム導入経費の削減と移行作業の軽減につなげることができる。後者は、自治体、事業者双方の利益である。その効果は、①次期システム更改時から生じる「不確定性の解消効果」、②クラウド化や中間標準レイアウトの普及に伴う「割り勘効果」に大別され、それぞれ一定の条件下ではあるが、不確定性の解消効果により約35％、割り勘効果により約86％の必要人工の削減効果があるとの試算が出されている。

なお、この試算でも明らかなように、中間標準レイアウトの効果はクラウドの場合に限られず、通常のシステム更改に際しても生じる点に留意すべきである。

(3)中間標準レイアウトの活用方法

こうして作成された中間標準レイアウトも実際に活用されなければ効果を発揮すべくもない。まずは、現行システムの更改に際し、中間標準レイアウトへの抽出をご検討いただきたい。さらに、具体的活用例として、新たに業務システムを調達する際、契約期間満了時に保有するデータを中間標準レイアウト仕様により提供する旨を調達仕様書に明記することが考えられる（これは、既に実践されている自治体も複数存在する）。このことにより、データ抽出費を次期システム調達費用に含ませて入札を行うことができ、かつ、次々期調達に際しては、中間レイアウトの仕様が明らかであることから、ベンダーロックインを回避し、よりオープンな競争原理が働くことが想定できる。

Ⅴ．自治体クラウドの推進に向けて

災害に強い自治体情報システムの構築の観点からも、また、効率的な行財政運営の観点からも、自治体クラウドの推進は大きな流れとなっている。本稿でご紹介した地方財政措置や中間標準レイアウト等のツールを活用され、取組が全国的に進展することを期待したい。

◎町村週報のご購読◎
「町村週報」の購読を希望される方は、はがき、FAXまたはEメール（kouhou@zck.or.jp）にて、全国町村会広報部までお申し込み下さい。
★年間購読料1,500円（送料込み）
★請求書を送付いたしますので、折り返しお振り込み下さい。

フォーラム

現地レポート
町村独自のまちづくり

町営温泉「つむぎの湯」を活用した節電・外出支援事業

～家庭の節電と高齢者の積極的な外出促進をサポート～

山梨県
市川三郷（いちかわみさと）町

やすらぎづくり～日本一の暮らしやすさを目指して～

市川三郷町は、山梨県の甲府盆地南西部の「旧三珠町」、「旧市川大門町」、「旧六郷町」の3町が合併し、面積75・07平方キロメートルの町として平成17年10月に誕生しました。

南アルプスを源流とする釜無川と、秩父山系を源流とする笛吹川が合流し富士川となる左岸に位置しています。

四季折々の自然が楽しめる四尾連湖や芦川渓谷、歌舞伎文化公園、ぼたん回廊や桜の名所、花火、和紙、印鑑などの地場産業、大塚人参やとうもろこし「甘々娘」に代表される農産物、市川の百祭りなど、町には誇れる産業と観光資源が数々あります。特に町を挙げて行われる「神明の花火大会」には、毎年20万人もの観光客が訪れ、大いに賑わいます。

人口17、111人、世帯数6、074戸、65歳以上の高齢者数5、519人（平成22年度国政調査結果）であ

△毎年20万人もの観光客が訪れる「神明の花火大会」

△太くて長く、濃い鮮紅色で独特の風味と甘さがある大塚にんじん

△六郷地区の印鑑彫刻の技術は、全国から高い評価を得ている

り、高齢化率32・3％と全国的にも高い数値となっていますが、町の掲げる標語どおり「やすらぎづくり・日本一の暮らしやすさを目指して」ということで、高齢者福祉や健康づくり事業には特に力を入れています。

今回の舞台となったのは、町の最南端にある町営の温泉施設「つむぎの湯」です。「つむぎの湯」は「いきいきセンター」と併設する温泉施設であり、温泉入浴を活用した町民の「健康増進」や「高齢者福祉」の場であるのと同時に、六郷地区の地場産業である「印鑑」、農産加工品「あんびん」等の農産物のPRなど地域活性化の拠点となっています。

昨年の東日本大震災以降は、本来の施設運営に加え、国民的な課題である「節電」問題と地方が抱える「高齢化社会」の諸問題へのアプローチを試みた事例として、町民の方々はもとより、数多くのマスコミ関係からも注目していただきました。

特に「つむぎの湯」という施設が、節電事業を通して「高齢者の憩いの場」としての機能を果たしたことは、町の目指すところの「やすらぎづくり」への第一歩であったのではないかと考えております。

一般的な節電対策についての疑問

昨年は、行政・企業・個人が「節電」という課題に向かって試行錯誤した年であったと思います。

市川三郷町でも地方自治体としての「節電」という責務を遂行するために、職員が一丸となって取り組みました。5月からは、職員によるピークカットプロジェクト推進委員会を立ち上げ、本庁舎や支所、出先機関等の各種施設の節電を成功させるため、様々なアイデアを出し合い、目標数値に向かって取り組むことにより、目覚しい成果を上げました。

そんな中、町営施設の中でも集客・コミュニティー施設の類となる「つむぎの湯」では、既成の節電対策を実施することは、職員間やつむぎの湯に勤務するスタッフの間でさえ賛否両論となりました。

ただ、実際に施設に勤務している私達としては、高齢者の方々の利用率が多い施設であることから、「過度の節電だけは絶対に避けたい」というのが本音でした。ましてや入浴施設ということもあり、風呂上りの休憩する利用者に快適な環境を提供することこそ、年間を通して絶対不可欠な行政サービスではないかとさえ考えておりました。

「熱中症予防」という健康面からもエアコンの設定温度を下げることは必要最低限としなければなりません。また、高齢利用者に対する安全面からも、照明を暗くすることも不適当だと考えたからです。

さらに、各種イベントやキャンペーンを自粛し、人々が外出する機会を失うことは、経済活動を抑制する結果となってしまう…という景気悪化に陥ることも懸念しました。ただ、この時期、特に震災直後ということもあり、被災地や被災者の方々のことを考えると複雑な心境でもありました。

節電事業ならぬ節電支援事業のスタート

そこで考えたのは、施設の「節電対

△つむぎの湯施設全景

フォーラム

◁露天風呂

◁内風呂（大・小）

策」ではなく、来館者への「節電支援対策」でした。

施設自体の節電は、ほどほどに…。むしろ家庭の節電を強力に支援する側となることです。快適な環境を整えた「つむぎの湯」へ数多くの人々を集め、家庭での電力使用量を抑えよう！という試みです。

つまり、一箇所に数多くの人が集まることにより、トータル的かつ効率的な意味で地域の大きな節電ができるのでは…。人々が各家庭で個々に電力を消費するより、「つむぎの湯」という施設に集まることが、全体的には、より効率的な節電ができるのではないか？と考えました。

しかしながら、この「電力を共有化しよう！」という考えは、昨年は、なかなか一般化しませんでした。

もちろん全国には、同様な考えにもとづき「夏は涼しい公共施設を活用しよう」という取り組みをされた自治体や民間店舗もありました。ただ、節電というと、家庭では節電グッズ・エコ家電の活用、職場では、エアコンの設定温度抑制や照明の間引き、勤務時間のシフトなどが一般的な対策となり「外出して家庭の電力消費を抑えましょう」とは考えにくかったため、なかなか浸透しませんでした。

さらに、これの先進事業例となる自治体を探すことすら苦慮した記憶もあります。インターネットなど各種情報媒体をフル活用し、やっと数箇所を探し出しましたが、とにかく夏期の実施前の照会であったこともあり、電話でのやりとりの中では、担当者の事業実施への不安や自信のなさが感じとれました。

△夏期強化期間ポスター

ある程度の資料が整った時点で「市川三郷町つむぎの湯における節電事業計画書」を作成しました。もちろん先進事業例がない時点での作成であったことから、不完全な計画書でしたが、これをベースとして町長や上司と相談・検討したうえで、7～9月の期間限定の「節電支援キャンペーン（後に節電・外出支援キャンペーンに改名）」という形で事業はスタートしました。

数多くの方々に「つむぎの湯」に来館していただき、可能な限り長時間滞在を促し、家庭電力の節減に努めてもらうという趣旨にて、「利用料金の割引」（3時間利用料金にて1日利用できること）や「節電ポイントカード」（10回の入浴来館で1回の無料サービス特典）の発行による方策を軸としての実施となりました。いずれも、町長専決による規則に定められた利用料金の減免措置となります。

節電事業をきっかけとした予期せぬ効果

「節電支援キャンペーン」の成果は大きく、7～8月の利用者数は対前年比1割を大きく超えました。施設の有効活用の点や施設を利用された家庭の節電成果を考えると、夏期の節電事業は成功したと思えました。

△休憩・交流スペース（多目的室）にてくつろぐ来館者

ところが、キャンペーンも終盤に近づいた9月、つむぎり湯のスタッフから「このキャンペーン、もう少し継続できないでしょうか?」という提案があったのです。最初は「電力ピークであった夏期が終わるのに…なぜ?節電支援キャンペーンの役割は終わったのでは…」そう思っていました。

ところが、館内の休憩室を見回したところ、キャンペーン前には見かけなかった来館者がチラホラ。しかも楽しそうにお茶を飲みながらグループで団欒している様子を見ることができました。ごく当たり前の光景とも思えましたが、よくよく見ると、キャンペーン前には数少なかった数多くの小グループにより「つむぎの湯」が憩いの場でありコミュニケーションの場として活用されはじめたことに気づいたのです。まさに小さなコミュニティーの自然発生です。

さらに、各グループの方々に聞いてみると、「節電支援キャンペーン」は、近所の一人暮らしのお年寄りまでも誘い出すきっかけとなったようです。これこそ施設の運営コンセプトを遂行したこととなり、高齢者福祉で言うところの「外出支援」（介護予防事業でいう高齢者を引きこもりにさせたり、寝たきりにさせない対策）が今回の節電事業の副産物として、また、予期せぬ効果として形となったのです。

これにより「節電支援キャンペーン」は、9月以降も年度末の3月末日まで「節電・外出支援キャンペーン」と改名して継続延長することとなりました。

まさかの年度繰越しキャンペーンへ…

7月から翌年3月までの間、延長を重ね継続したキャンペーンは、好評のもと9ケ月で終了する時期となりました。その間には、運営者側の私たちは、利用者の方々から逆に施設運営の方向性と公共施設としての存在意義を学びました。

これで、ある程度の事業を達成できたと考えていた3月…。年度の最終となる定例町議会（厚生常任委員会）の席で、数多くの町議会議員から「つむぎの湯の節電・外出支援キャンペーンは次年度も継続すべきだ…」という意見をいただきました。

町当局としても、町民の代弁者である町議会議員からの意見は、まさに町民の声であり、数多くの町民や利用者がこのキャンペーンの価値を高く評価してくれていると捉え、財政状況も勘案する中、慎重に検討。その結果、平成24年度末まで1年間の繰越し継続延長していくこととなりました。

他施設との連携強化～クールシェア事業の推進～

今年度は、新たな節電対策として環境省が推奨する「クールシェア」（涼しさを分かち合う・涼しさの共有化）という節電事業が、同様な取り組みにて一般化されつつあります。

この事業は、環境省のチャレンジ25キャンペーン（クールビズ・ウォームビズ・うちエコ!）の中の取り組みとして、今年度から本格的に全国展開しているものであり、もちろん「つむぎの湯」も協力施設として、またクールシェアマップのスポットの一つとして

△節電・外出支援キャンペーンポスター

△峡南地域クールシェアマップ

フォーラム

登録をさせていただきました。

クールシェアに代表される節電支援事業は、「つむぎの湯」単独での実施には限界があることから、現在、該当する町営施設や近隣施設をピックアップする中、連携強化を図っている状況です。

もちろん、施設によっては電力依存度が極めて高い施設、集客施設ではない場合などは、この種の事業には適していませんが、国内の電力需給が安定するまでの当面の間は、施設にマッチした節電対策を実施していくことが必要だと考えています。

昨年から節電支援事業を実施している「つむぎの湯」としては、町営施設を中心として、近隣の民間施設でも協力体制のとれる施設への呼びかけをはじめました。

△クールシェアステッカー

7月末日現在で、同六郷地区にある町営のフィットネスジム「ニードスポーツセンター」、町の誇る自然と観光の避暑地「四尾連湖」の2つの湖畔荘など、町内外合わせて5施設が地域の「クールシェアスポット」としての協力連携体制を整えることができました。

今後、地域に節電支援スポットを増やすことこそ、昨年から事業を実施している「つむぎの湯」としての目標であり課題とも考えております。

これが、やがては、地域住民ひとりひとりの節電意識の向上に繋がるものとなれば幸いです。

市川三郷町いきいき健康課
つむぎの湯支配人（主幹係長）
保坂　秀樹

△ニードスポーツセンター

平成24年度 市町村アカデミー
「副市町村長特別セミナー」を開催

市町村アカデミー（市町村職員中央研修所　林　省吾　学長）では、副市区町村長向けのセミナーとして、来る10月25日・26日の両日、「副市町村長特別セミナー」を下記のとおり開催いたします。

市区町村行財政運営をめぐる重要課題と対応方策、首長を補佐するトップマネジメントのあり方について理解を深めることを目的とし、同セミナーの講師と講演テーマは次のとおり予定しております。

多くの皆様方のご参加をお待ちしております。

10月25日（木）

13：30～14：50
「地方自治の展望と課題」
日本経済新聞社編集局地方部
編集委員兼論説委員　谷　隆徳氏

15：05～16：25
「東日本大震災の教訓を踏まえ、副市町村長に伝えたいこと」
前岩手県山田町長　沼崎　喜一氏

16：40～17：45
「政策フォーラム（意見交換）」

10月26日（金）

9：00～10：20
「地方行財政の今後の展望」
関西学院大学経済学部教授　林　宜嗣氏

10：40～12：00
「公務員制度改革をめぐる諸情勢」
早稲田大学政治経済学術院教授　稲継　裕昭氏

13：00～14：20
「人は誰でも主役になれる」
（株）いろどり　代表取締役社長　横石　知二氏

※講演の内容等は、一部変更になる場合があります

参加希望者は、9月7日（金）までに次の方法にてお申し込みください（参加費：宿泊費、食費等を含め1人10、000円）。

【問合せ・申込み先＝市町村アカデミー調査研究部】

申込方法＝郵送又はFAXで直接申し込む（参加申込書は、市町村アカデミーホームページからダウンロードできます）

（〒261－0025　千葉市美浜区浜田1の1、電話043－276－3127、FAX043－276－8484）まで。

※同研修所ホームページ
http://www.jamp.gr.jp

※申込書は、ホームページ「ダウンロード」→「特別セミナー」の「申込様式」からダウンロードできます。

随　想

「小さな島の大きな宝物」
…豊な自然・伝統文化を活かした村づくり…

沖縄県多良間村長　下地　昌明

多良間村は沖縄本島から南西に約380キロ、宮古島と石垣島のほぼ中間に位置し多良間島と水納島の2つの島で形成されています。人口は、1270名で面積21・91平方キロメートルの歴史と文化の香り高い自然豊かな村です。

島は、全体的に平坦な地形で最も高い場所で34mで周囲は海岸線を暴風、防潮林で被われ集落は、福木と呼ばれる常緑広葉樹の抱護林に囲まれて屋敷の周囲にも暴風垣として福木が植えられており、「福木の里」とも呼ばれております。産業としては農業を主産業とし、中でもさとうきびは黒糖生産地として国内生産の約4割を占めており黒砂糖の国内最大の供給地であります。そして、島の産業を支えるさとうきび畑や牧草地が集落内のフク木とともに豊かな緑を形成している。

また、島の周囲はコーラルサンドの白い砂浜、珊瑚礁の美しい海に囲まれ豊かな海の幸を育んでいる。

島には、数多くの文化遺産があり、中でも旧暦の八月に催される「多良間島の八月躍り」は、国の重要無形民俗文化財に指定されており、毎年多くの観光客が島を訪れています。

このような、豊な自然、歴史的文化遺産が高く評価され平成22年9月には日本で最も美しい村連合への加盟となり、23年には島全体が県立自然公園の指定を受けております。

数多くある文化遺産の中で「多良間島の八月躍り」はユネスコ世界無形文化遺産への記載が待たれるところであり、ここで「多良間島の八月躍り」について紹介したいと思います。

旧暦の八月八日を迎えると、人口1、300名足らずの多良間島は一年で最も賑やかになります。

島外にでた人たちが帰省し、島にある民宿などの宿泊施設は報道関係者や観光客、などで埋め尽くされます。目的は「八月躍り」、1976年に国の重要無形民族文化財の指定をうけた、400年近い伝統を誇る祭事です。八月踊りは、かつて「八月御願」とも呼ばれ豊穣、豊年を祝う祭りです。その起源は、過酷な人頭税の「皆納祝い」であるとされています。薩摩が琉球を支配した1609年以降、1637年から島民は毎年重税に苦しめられ、その年の7月末までに粟や上布等を上納することが求められ、苦労の末に租税を完納した人々は、その喜びと感謝を御嶽の神に報告し、翌年の豊穣を祈るために、神前で芸の数々を奉納したと言われる。始めは、農作業をまねた庶民的な踊りだったようですが、明治20年代から組踊りや古典踊りが加わり、今に引き継がれる演目（獅子舞、総引き、棒踊り、若衆踊り、女踊り、二才躍り、狂言、組踊り）となっている。組踊りは、かつて宮中内で中国皇帝の使者として来琉した冊封使の接待のため御冠船踊りとして演じられていたようである。

多良間島は、西側の「仲筋」と東側の「塩川」の2字に分けられます。祭りの日は、各御嶽・拝所で未明から五穀豊穣の感謝と、祈願が執り行われ、午前10時より開演、獅子舞の後、総引きで出演者の紹介、勇壮な棒踊り、仲筋は「福禄寿」塩川は「長寿の大主」の演目で長寿を祝います。

また、祭りの間、仲筋の舞台には「偕楽」の額が、塩川の舞台には「歓楽之」の額が掲げられます。その言葉の通り、八月踊りはまさに、村民が皆でつくりあげ、これを楽しむ祭りでもあります。

八月踊りは、多良間島の誇りでもあり、「小さな島の大きな宝物」先人が築いたこの文化遺産を大事にし、未来永劫継承していきたいものです。

来年、平成25年には村制施行100周年を迎えます。

国内外において、厳しい経済状況のなか、地域の産業経済の振興をはじめてとして、教育、福祉の充実化を図り、多良間村にとって天賦の財産である豊かな自然と多くの史跡や文化遺産を大事にし、歴史・文化の香り漂う活力ある村づくりに取り組んで参ります。

今年の秋はデッカい
3億9千万円！
（サンキュー）

オータム史上
最高額です!!

1等・前後賞合わせて
3億9千万円

9/24（月）
発売

2012年新市町村振興宝くじ
オータムジャンボ宝くじ
売り切れしだい発売終了！

●1等・前後賞合わせて3億9,000万円（1等3億3,000万円／前後賞各3,000万円）
●発売期間 9月24日（月）～10月12日（金）　●抽せん日 10月19日（金）

財団法人全国市町村振興協会

この宝くじの収益金は市町村の明るいまちづくりや環境対策、高齢化対策など地域住民の福祉向上のために使われます。